

定 款

2022年11月29日改訂

株式会社プラップジャパン

株式会社プラップジャパン定款

第一章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社プラップジャパンと称し、英文では、PRAP Japan, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ピーアール活動全般の代行業務
2. 企業戦略のコンサルタント業務
3. 書籍・雑誌その他印刷物および電子出版物ならびに各種デジタルコンテンツの企画、制作および販売業
4. 各種催事の企画、製作、設営、運營業務
5. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
6. WEBソリューションおよびWEBマーケティング事業
7. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売および運営事業
8. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業およびインターネットオークションの企画、運営
9. インターネット上のショッピングモールの企画、開発、運用およびそれらのノウハウの提供
10. 翻訳および通訳業務
11. イラストレーション、商業デザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザインおよびクラフトデザインの企画、制作
12. セミナーおよび研修等の企画、運営、講師業および講師派遣に関する教育・研修事業
13. 写真、ビデオ等の映像の企画および撮影ならびに編集
14. 広告、宣伝ならびに販売促進の代理業務
15. 外国芸能人の招聘およびマネジメント
16. その他のマーケティング活動
17. 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルティング業
18. 有価証券に対する投資業務
19. 労働者派遣業務
20. 有料職業紹介事業
21. 不動産の販売、賃貸借、管理および仲介
22. 酒類・食料品・飲料品・物品・雑貨等の卸、販売および輸出入
23. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、不測の事態により電子公告できない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、18,716,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に係わらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第三章 株主総会

(招集時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 1 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長になる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長になる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、

議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。
- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

- 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中より、代表取締役1名を選定し、必要に応じて役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

- 第23条 代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を執行する。
- 2 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。
- 2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、記載または記録し、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

- 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置等)

- 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。
- 2 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第48条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等に伴う経過措置)

- 1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

2022年11月29日改訂

株式会社 プラップジャパン

代表取締役 鈴木 勇夫